

一般社団法人八幡平市体育協会育成費支給規程

第1条 この規程は、一般社団法人八幡平市体育協会に所属する団体への育成費の額について定めるものとする。

第2条 育成費の支給を受けようとする団体は、育成費支給申請書（様式第1号）、育成費支給請求書（様式第2号）を提出することとする。

第3条 育成費は、一団体につき4万円と団体の個人会員数に1万円を乗じた額を支給する。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。
- 3 この規定は一部改正のうえ、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は一部改正のうえ、令和5年4月1日から施行する。